

第10回南あわじ市議会定例会日程

会議日		会議内容(予定)
本会議	第1日 6月6日(火) 午前10時	1、平成18年度一般会計、特別会計補正予算案上程 2、条例案上程 3、その他の案件上程
	第2日 6月13日(火) 午前10時	一般質問
	第3日 6月14日(水) 午前10時	
	第4日 6月15日(木) 午前10時	1、一般質問 2、追加議案上程
	予備日 6月16日(金) 午前10時	各常任委員会審査報告・表決
第5日 6月23日(金) 午前10時		
委員会	総務常任委員会 6月21日(水) 午前10時	付託議案の審査
	文教厚生常任委員会 6月19日(月) 午前10時	
	産業建設常任委員会 6月20日(火) 午前10時	

- ◆議場での傍聴
・中央庁舎3階議場にお越しください(傍聴規則を遵守していただきます)
- ◆インターネットによる中継
・ご自宅のパソコンから議会・委員会中継をご覧いただけます。南あわじ市ホームページ(<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/>) トップページ上部の「議会」ボタンをクリック
- ◆テレビ中継
・テレビ設置場所は、中央庁舎1階ロビー、緑庁舎1階ロビー、緑市民センター1階ロビー、西淡庁舎1階ロビー、西淡第2庁舎1階、三原庁舎1階ロビー、三原公民館1階ロビー、南淡庁舎1階ロビー、南淡公民館1階ロビー
- 議会事務局 ☎43-5005

不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄が後を絶ちません。ごみを捨てられた場所の周辺住民や土地の管理者は大変迷惑しています。また、捨てられたごみの処理にはたくさんの方力と経費が必要です。

地域の環境に悪影響

不法投棄の被害が多いのは、林道わき、河川敷や橋の下、道路待避所など、人の目に付きにくく車で乗り入れやすい場所です。捨てられる物は、家具、布団、台所用品、家電品、タイヤ、自転車といった日常生活用品や弁当の食べ残し、危険物(農薬や油類、プロパンガスボンベ、消火器など)、事業



▲ガードレール下に捨てられたごみ

所の廃材など多種多様です。不法投棄によって捨てられたごみは、景観上見苦しいだけでなく悪臭や害虫が発生するなど、地域の環境に悪影響を及ぼします。

「ちよつと面倒」が「みんなの面倒」に

不法投棄は、引越越しで一度に多量のごみが出たり、「分別が面倒」「決められた日にせなかつた」「引き取り先を探すのが面倒」「処分費用がもったいない」「車内にごみを置いておきたくない」など、モラルを欠いた自分勝手な理由で行われています。不法投棄は、5年以下の懲役や罰金1千万円以下の罰則のある犯罪です。また、産業廃棄物の不法投棄はさらに重い罰則になります。

農業教室を開催

女性と新規就農者等を対象

南あわじ市では農業に意欲的に取り組もうとお考えの方を対象に農業教室を開催します。

女性農業者向け教室

- ▽対象 市内在住の農業に携わる女性 50人程度
- ▽内容 農業の基礎知識(土づくり、気象等)、年金・
- ▽開講 7月予定。年10回程度

社会保障制度、税などについて学習。調理実習や視察研修なども予定



▲ごみの回収には労力と経費が必要

5月1日から

きれいにしよう

不法投棄されたごみは、捨てた人が分かれば、当然その人に処理してもらいますが、土地の所有者や管理者も、定期的除草したりフェンスなどで車が入れないようにしたりして、ごみを捨てにくいようにすることが必要です。また、地域の皆さんでまちをい

ちよつと面倒がみんなの面倒に

豊かなむらを守る

災害から守る月間

6月は「豊かなむらを守る月間」です。梅雨や台風の時季などの災害に備え、ため池を見回すなど、防災対策を。山崩れや地すべりにも注意しましょう。

児童手当の現況届は

6月16日までに総合窓口へ

現在、児童手当を受給している方は、6月16日(金)まで(土日は除く)に「児童手当現況届」を総合窓口センターへ提出してください。これにより引き続き手当を受けられるかどうか確認します。届出がない場合、6月分以降の児童手当が一時受けられなくなります。まだ手当を申請されていない方や、所得制限等で手当が受けられなかった方は、新たに認定請求の手続きが必要です。

現況届の提出書類

受給者全員	現況届(郵送されます)、印鑑(認印)
厚生年金加入の方	受給者本人の健康保険証、または事業所が証明する年金加入証明(様式は市ホームページからダウンロードできます)
平成18年1月2日以降に南あわじ市へ転入された方	平成18年1月1日に住所のあった市区町村長が発行する18年度の所得証明(17年分所得)
児童と住民票が別の方	監護・生計同一申立書、児童の属する世帯全員の住民票の写し(児童の住所が南あわじ市の区域外にある場合に必要)

有害鳥獣の駆除

山林周辺はご注意ください

山林周辺で鹿・猪による被害が多発しています。地元からの要望もあり、次の日程で猟友会により銃器、ワナによる鹿・猪の捕獲を実施します。捕獲期間中は、山林周辺へ立ち入らないようお願いいたします。

- ◆期間 6月1日(木)～7月11日(火)
 - ◆場所
 - ▽伊加利・志知地区
 - ▽中筋・徳原・中山地区
 - ▽八木・神代地区
 - ▽賀集・北阿万・阿万・灘地区
- ☎農林振興課 ☎43・5025

農地を有効に活用しましょう

☎農林振興課 ☎43・5025

農地を貸したい、借りたい方はご連絡を

南あわじ市では、農地の有効利用と遊休農地の発生の抑制を図るため、農地情報台帳を作成しています。

- ▽地権者負担となります
- ▽管理内容 草刈り・すき込み等
- ▽事業主体 地元農会(補助金・負担金の受取、管理者への依頼等)

農振農用地の除外申出は6月末まで

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に転用する場合は、あらかじめ除外手続きが必要です。ただし、農地の位置や計画によっては受付できないものもあります。

- ▽受付期間 6月30日(金)まで

耕作放棄田の保全作業に補助金

耕作放棄地などの草生地では、野菜害虫が多発し、周辺の野菜畑に大きな被害が出てしまいます。

市では「耕作放棄田保全事業」を実施し、耕作放棄された農地の保全作業に対して補助金を交付しています。

▽補助金額 10アールあたり1万円(それ以外の経費は)

6月1日から市職員エコスタイル

南あわじ市では省エネルギーを推進するため、職員は軽装(ノーネクタイ等)を6月1日から9月末まで行います。